

東秩父村告示第2号

地域農業経営基盤強化促進計画（案）について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告する。

令和7年2月7日

東秩父村長 高野 貞 宜



1 縦覧に供する書類

地域農業経営基盤強化促進計画（案）

2 縦覧期間

令和7年2月7日から令和7年2月21日

3 縦覧場所

東秩父村役場ホームページ及び産業観光課窓口

4 意見書の提出について

- ・ 意見書の提出は、計画案区域内の農用地等の所有者や耕作者などの利害関係人に限られます。
- ・ 意見書の提出方法は、書面での提出に限ります。提出は持参、郵送、ファックス及びメールによるものとする。
- ・ 意見書に対する個別回答は行いません。意見書の要旨及び処理結果については、地域農業経営基盤強化促進計画にて公告する。
- ・ 意見書の提出期限は、縦覧期間満了の日までとします。